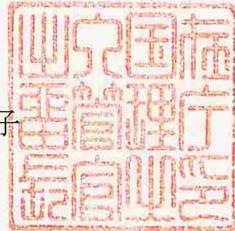


入管庁総第365号
令和3年2月5日

山中 理司 様

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子



裁決書謄本の送付について

令和2年6月5日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づく行政文書の不開示決定（令和2年5月29日付け入管庁総第910号）に係る審査請求について裁決したことから、裁決書謄本を送付します。

添付物

裁決書謄本

1部

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠
山ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 山中 理司

上記審査請求人から令和2年6月5日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書を開示しない旨の決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人の審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求人は、令和2年3月6日（法務省からの転送を受け同年3月30日受付）、出入国在留管理庁（以下「処分庁」という。）に対し、法の規定に基づき、請求する対象を

「令和2年1月31日、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると法務大臣によって認定された、日本国の利益又は公安を害する行為として想定されている行為の内容が書いてある文書（法務省HPに掲載されている文書は除く。）」

とする行政文書開示請求を行った。

当該開示請求に対し、処分庁は、対象文書となる文書を保有していないことから、不保有を理由に不開示決定（令和2年5月29日付け入管庁総第910号。以下「原処分」という。）をした。

2 本件は、この原処分について、令和2年6月5日、出入国在留管理庁長官に対して審査請求がなされたものである。

不 服 の 要 旨

処分庁が行った原処分について、その取消しを求めるものであり、その理由は、審査請求人が提出した審査請求書のとおりである。

裁 決 の 理 由

1 本件対象文書の保有の有無について

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号の取扱いについて

ア 概要

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、無症状であっても、検査の結果、ウイルスへの感染が確認された者もいる中、我が国への流入を阻止するためには、包括的かつ機動的な水際対策を講じることが不可欠である。法務省においては、令和2年1月31日の閣議了解を経て、中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人であるとして、上陸拒否の措置を講じることとしており、その後も、累次の閣議了解及び政府対策本部における報告・公表を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が深刻な地域における滞在歴等がある外国人について、入管法第5条第1項第14号に基づき、上陸拒否の措置を講じることとしている。

イ 現在の具体的な運用状況

前述のとおり、今般の上陸拒否の措置については、新型コロナウイルスの感染者の特徴を踏まえて、感染の拡大を阻止するために、特定の地域に滞在歴のある外国人等について、包括的に上陸拒否の措置をとることとしたものであり、法務大臣が特定の行為について、日本国の利益又は公安を害するおそれがあるものとして認定するものではない。

(2) なお、上記(1)アで述べた「令和2年1月31日の閣議了解」は、中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同地域において発行された同国旅券を所持する外国人は、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人であるとして、上陸拒否の措置を講じることとしている旨の内容であることが認められる。

(3) また、本件審査請求を受けて、再度本件開示請求の際と同様、本件対象文書の探索を行った。その探索の範囲等は、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された各課室で使用する共用フォルダ内の情報であり、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

(4) よって、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

2 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、~~これを~~それを保有していないとして不開示とした原処分は、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められないことから、妥当である。

なお、本裁決に係る総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本裁決と同様の結論が得られている。

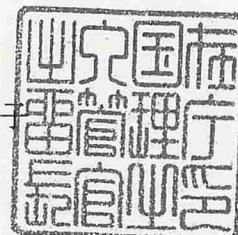
よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和3年2月5日

出入国在留管理庁長官

佐々木 聖子





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年2月5日

出入国在留管理庁総務課長 上原 龍

